

議案第30号

長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正する条例について

長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月18日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正する条例

長久手市みんなでつくるまち条例（平成30年長久手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための<u>議事機関</u>をいいます。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第7条 議会は、<u>議事機関</u>としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための<u>議決機関</u>をいいます。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第7条 議会は、<u>議決機関</u>としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、長久手市みんなで作るまち条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等を法律上明確化するため、地方自治法第89条において議会が「議事機関」と定められたことに伴い、条例を改正するものです。

2 改正の内容

「議決機関」を「議事機関」に改めること。(第3条及び第7条関係)

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。